

令和元年7月26日開催

令和元年度  
燕市農業委員会第4回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第4回総会 議事録

1. 開催日時 令和元年7月26日(金曜日)  
午前9時30分～午前9時59分
2. 開催場所 燕市役所 301会議室
3. 出席委員(26名)

1番 金山 吉夫	11番 早渡 秀夫	21番 江口 保
3番 原田國太郎	12番 大久保政博	22番 山浦 博
4番 渡邊美代子	13番 山上 忠	23番 小川 芳秀
5番 佐藤 春夫	14番 中村 幸夫	24番 本井佐登志
6番 江辺 耕一	15番 伊藤 均	25番 佐藤 信一
7番 川本 敏夫	16番 伊藤 和夫	26番 遠藤 忠夫
8番 笠原 久幸	17番 土田 喜七	27番 三浦 哲郎
9番 廣野 和夫	18番 本田 繁	29番 和田 正春
10番 山田 直子	19番 荻原 一郎	

4. 欠席委員(3名)

欠席 3名 2番 長谷川治仁 20番 霜鳥良一 28番 澤口義明  
欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第13号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 22 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 24 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 志田 晃 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 （会長）

8. 議事録署名委員

27 番 三浦哲郎 29 番 和田正春

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、議席番号2番 長谷川治仁委員、20番 霜鳥良一委員、28番 澤口義明委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第4回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号27 三浦哲郎 委員及び</p> <p>議席番号29 和田正春 委員にお願いします。</p>
議 長 事務局	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第12号から第13号を事務局に一括して報告を求めます。</p> <p>会長報告第12号、「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>受付番号25番 牧ヶ花字早稲田の田他、計2筆、面積1,581㎡、贈与に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号26番 牧ヶ花村新田字一番割の田、1筆、面積177㎡、贈与に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号27番 水道町三丁目の畑他、計6筆、面積5,493㎡、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号28番 牧ヶ花字島津の田、1筆、面積221㎡、贈与に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第13号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号6番 柚木字浜田の畑、計2筆、面積1,566㎡、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、なし、許</p>

	<p>可を得ることが必要であるが許可を得ていない、原状回復命令の有無は、無し、農用地区域外であります。</p> <p>受付番号 7 番 中央通三丁目の田、1 筆、面積 188 m<sup>2</sup>、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、なし、許可を得ることが必要であるが許可を得ていない、原状回復命令の有無は、無し、用途地域内であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p>
三浦委員	<p>転用照会の番号 6 番の面積が大きいですが、この後の事務局の対応はどうか？</p>
事務局	<p>地権者が、地目の変更を法務局に申請した場合に、この照会が農業委員会事務局に届きます。現地を確認し、現況が宅地である旨の回答を出すと、法務局で登記の変更をおこなう流れになっています。</p>
三浦委員 事務局	<p>これが資材置場等であれば、現状回復命令になると思うが。</p> <p>照会農地が、昭和以前の古いものであれば「追認」、平成以降の場合は、4 条または 5 条転用申請の提出を求め、「許可」を得るよう指導しています。</p>
議 長	<p>他にご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p> <p>初めに、本日の議案の中で、計画変更承認申請と関連して 3 条申請による所有権移転の案件が提出されております。</p> <p>議事の都合上、議案第 22 号「農地転用事業計画変更承認申請について」の説明及び審議のあと、議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 22 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。</p> <p>受付番号 5 番 砂子塚字上川原の畑、1 筆、面積 589 m<sup>2</sup>、当初計画者から承継者に名義変更されるとともに、転用目的が倉庫及び廃品置場から、畑に変更されるものであります。位置図は、議案資料 1～2 頁をご覧ください。</p> <p>この計画は、昭和 46 年に許可となっていたものですが、当初計画者は、事業着手する前に亡くなり、相続者は利用計画がないため、今回の申請となったもので</p>

	<p>あります。</p> <p>また現地は、許可時より今日まで耕作が続けられております。本来であれば、申請許可の「取り消し」で対応するところではありますが、すでに所有権が移転しているため、計画変更承認申請が提出されたものであります。また、この承認申請に併せて、3条申請による所有権移転が提出されていることを報告いたします。</p> <p>受付番号6番 東太田字往来西の畑、1筆、面積5.04㎡、当初計画者から承継者に名義変更されるとともに、転用目的は駐車場から住宅に変更されるものであります。位置図は、議案資料3～4頁をご覧ください。</p> <p>当初計画の隣接地で住宅を計画した承継者の敷地が不足したため、当初計画者から通路分を譲り受けるものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る7月19日、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>7月19日、午前9時30分より、市役所301会議室で、第3事前審査委員会、委員1名の欠席により、12名で審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請2件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、伊藤委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり承認とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり承認とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号14番 蔵関字江東の田、計2筆、面積2,001㎡、契約内容は親子間の贈与であります。</p> <p>受付番号15番 砂子塚字上川原の畑、1筆、面積589㎡、契約内容</p>

	<p>は売買、対価は〇円、位置図は、<u>議案資料1～2頁</u>にお戻りください。</p> <p>この申請は、先ほど「農地転用事業計画変更承認申請」で説明した案件であります。</p> <p>受付番号16番 牧ヶ花村新田字一番割の田、1筆、面積177㎡、契約内容は贈与、位置図は、<u>議案資料5頁</u>になります。</p> <p>受付番号17番 牧ヶ花字早稲田の田他、計2筆、面積1,581㎡、契約内容は贈与、位置図は、同じく<u>議案資料5頁</u>になります。</p> <p>受付番号18番 牧ヶ花字島津の田他、計3筆、面積547㎡、契約内容は贈与、位置図は、同じく<u>議案資料5頁</u>になります。</p> <p>受付番号19番 長渡<sup>いまだち</sup>字家立の畑、1筆、面積72㎡、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は、<u>議案資料6頁</u>をご覧ください。</p> <p>受付番号20番 柳山字前畑の田、計1筆、面積88㎡、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は、同じく<u>議案資料6頁</u>になります。</p> <p>受付番号21番 水道町一丁目の畑、計3筆、面積306㎡、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は、<u>議案資料7頁</u>をご覧ください。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る7月19日、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>審査の結果、農地法第3条申請8件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、伊藤委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>

<p>議 長 事務局</p>	<p>次に議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 25 番 長所字浦田川東の田他、計 2 筆、面積 3,000 m<sup>2</sup>のうち 1,000 m<sup>2</sup>、転用目的は事務所及び資材倉庫、及び駐車場（4 台）、契約内容は使用貸借、令和 2 年 1 月 31 日までの一時転用であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 8～9 頁をご覧ください。新潟県発注の排水路工事に伴い、現場事務所を設置するものであります。集落周辺は、排水路工事を 4 つに分けて発注されており、集落内の空き地を確保出来なかったことから、休耕田の一部を一時転用として借受けるものであります。</p> <p>申請地は農振農用地で、原則として転用許可をすることが出来ない農地とされていますが、「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められる場合」は、「例外的に許可できる」となっています。今回の申請は、新潟県の工事であることから「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」に該当すると思われること、また集落内の空き地や休耕農地を求めた結果、必要な面積を確保出来なかったため、今回の申請は止むを得ない、と判断されるところであります。</p> <p>受付番号 26 番 吉田文京町の畑、1 筆、面積 232 m<sup>2</sup>、転用目的は貸駐車場（7 台）、契約内容は売買、完工済みであります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 10～11 頁をご覧ください。市外に住む地権者が申請地の近隣に頼まれ、平成 11 年頃より、貸駐車場として利用していたものであります。</p> <p>申請地は、吉田中学校に隣接する宅地に囲まれた農地で、第 2 種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>また、申請にあたり、譲渡人から「始末書」が提出され、事前審査会で読み上げさせていただいたところ</p>
--------------------	---



	<p>であります。</p> <p>受付番号 27 番 吉田弥生町の田、計 2 筆、面積 256 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和元年 12 月 20 日、完工予定。位置図、土地利用計画図は議案資料 12～13 頁をご覧ください。既存の住宅が手狭になったため、住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、燕市立吉田小学校に近い宅地に囲まれた農地で、第 1 種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 28 番 中川字脇畑の畑、1 筆、面積 180 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和 2 年 2 月 7 日、完工予定。位置図、土地利用計画図は議案資料 14～15 頁をご覧ください。親族の農地を借り受け、住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は集落内の宅地に連たんする農地で、営農に支障がないと考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 29 番 東太田字往来西の畑、計 2 筆、面積 96.04 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅、令和 2 年 3 月 31 日完工予定であります。</p> <p>初めに、計画変更で説明した案件であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 3～4 頁にお戻りください。住宅が手狭になったため、住居を新築するものであります。</p> <p>申請地は、第 1 種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 7 月 19 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>審査の結果、農地法第 5 条申請 5 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>

議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長 事務局	<p>次に議案第 24 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第 24 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。</p>
	<p>受付番号 24 番 燕字荒床の田、計 8 筆、面積 7,955 m<sup>2</sup>、契約の種類は使用貸借、10 年の新規設定であります。</p> <p>また、今回の集積計画では、農地所有適格法人が利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付しましたので、議案 10 頁の議案第 24 号関係資料をご覧ください。</p> <p>株式会社「斉藤いちご園」は、(1) 法人組織の形態要件、(2) 事業要件、(3) 議決権・構成要件、(4) 業務執行役員要件まで、農地所有適格法人の全ての要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 7 月 19 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長 議 長	<p>審査の結果、利用権設定 1 件、異議がなかった事を報告致します。</p> <p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
金山委員 事務局	<p>賃借の対価に記載がないが、0 円ということで良いのか。</p> <p>個人と法人の使用貸借であるが、賃借料は発生しないことを申請者から確認しています。</p>
金山委員 議 長	<p>分かりました。</p> <p>ほかに無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。</p>
議 長	<p>なお、議案第 24 号の案件につきましては、8 月 5 日の告示により効力が発生する事になります。</p>

議 長

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第4回総会を閉会致します。

(終了時刻 午前9時59分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年7月26日

総会議長 本井作登志

---

議事録署名委員 三浦悠都

---

議事録署名委員 和田正春

---